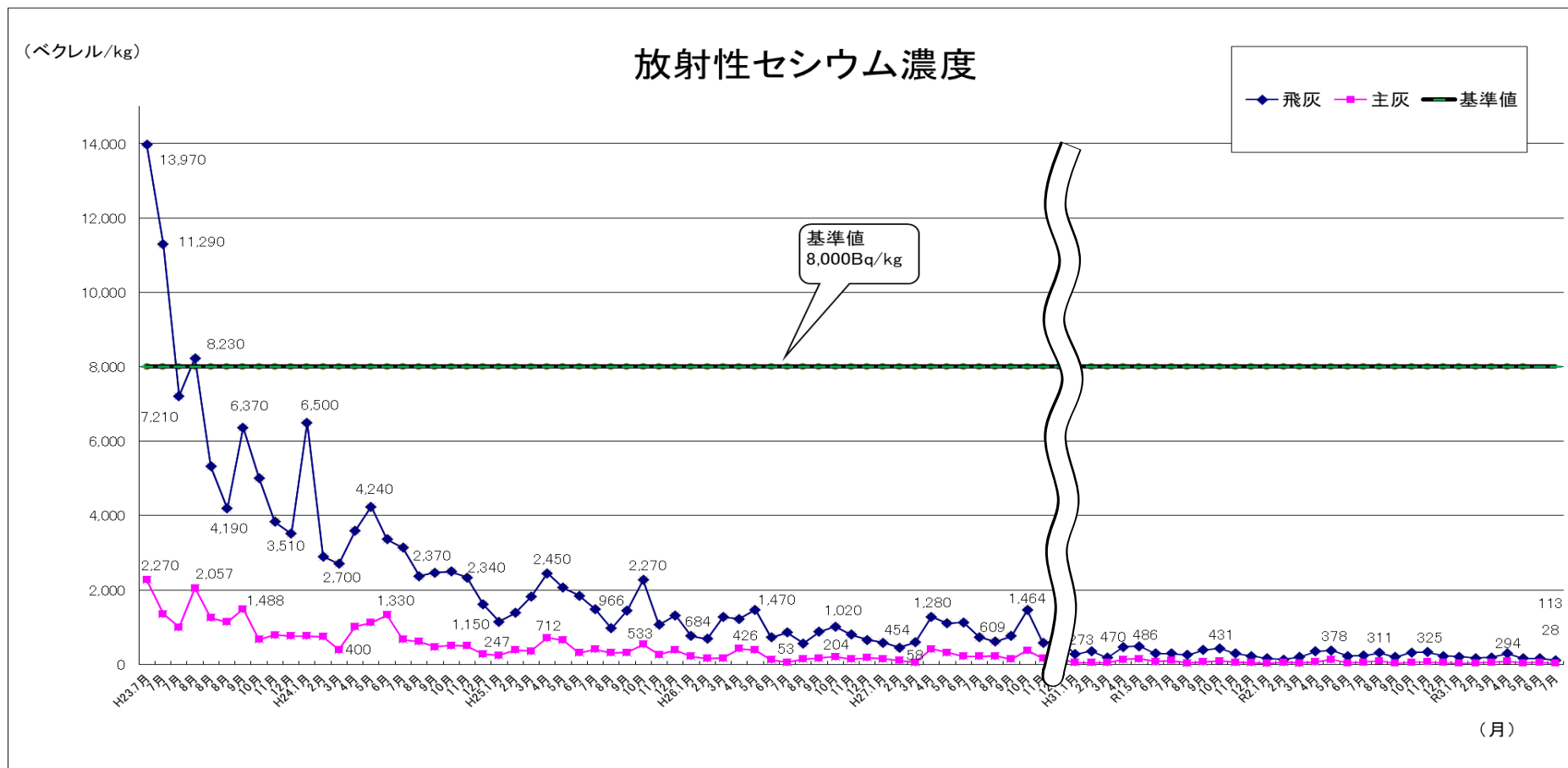


印西クリーンセンター放射性物質に関する報告

1 放射性物質の測定結果

放射性物質汚染対処特別措置法に基づき月1回測定しています。

- ・焼却灰（主灰・飛灰）の放射性セシウム濃度の測定結果（セシウム134と137の合計値）



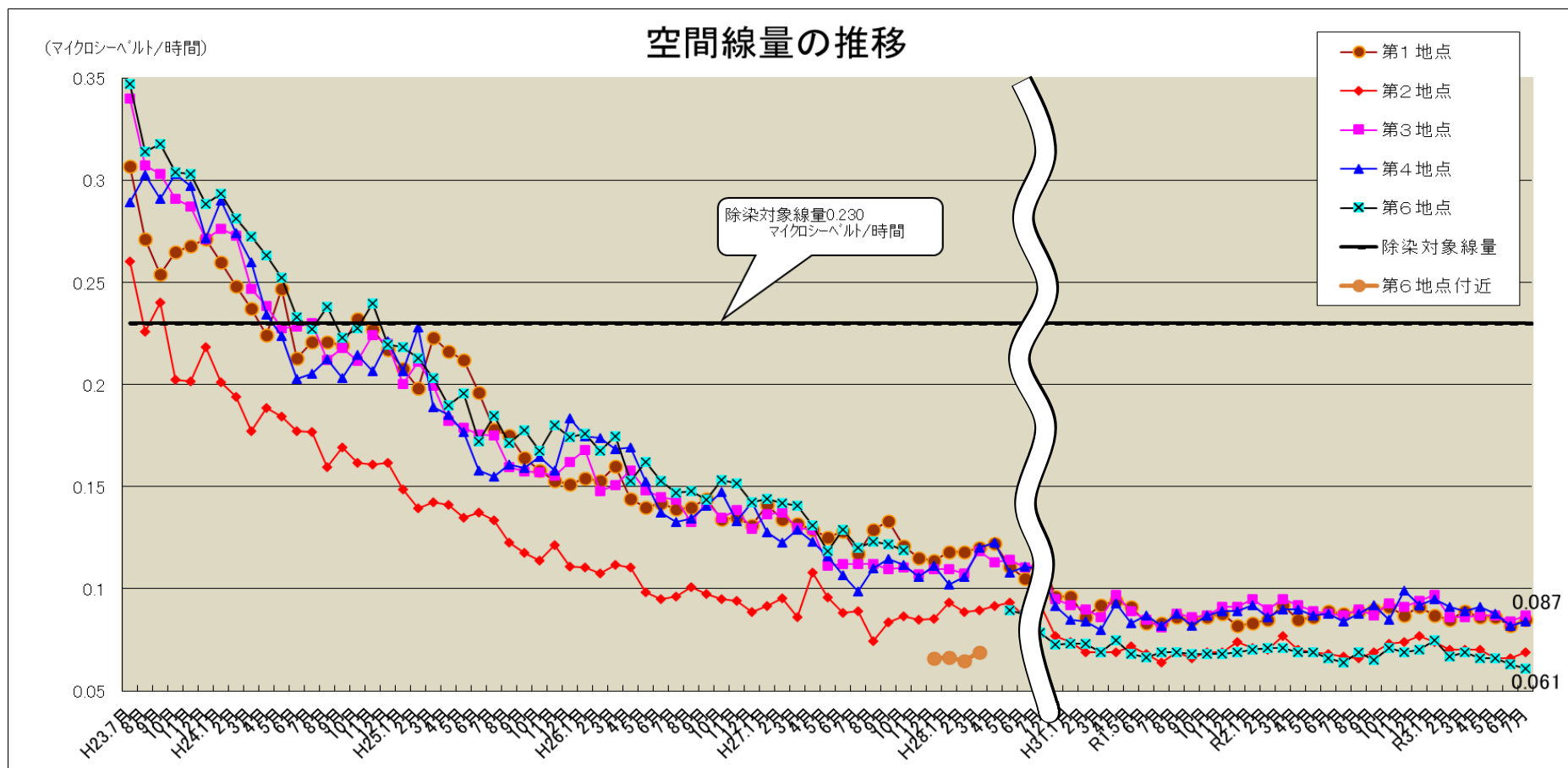
• 排ガス中の放射性セシウムの測定結果（セシウム 134 と 137 の合計値）

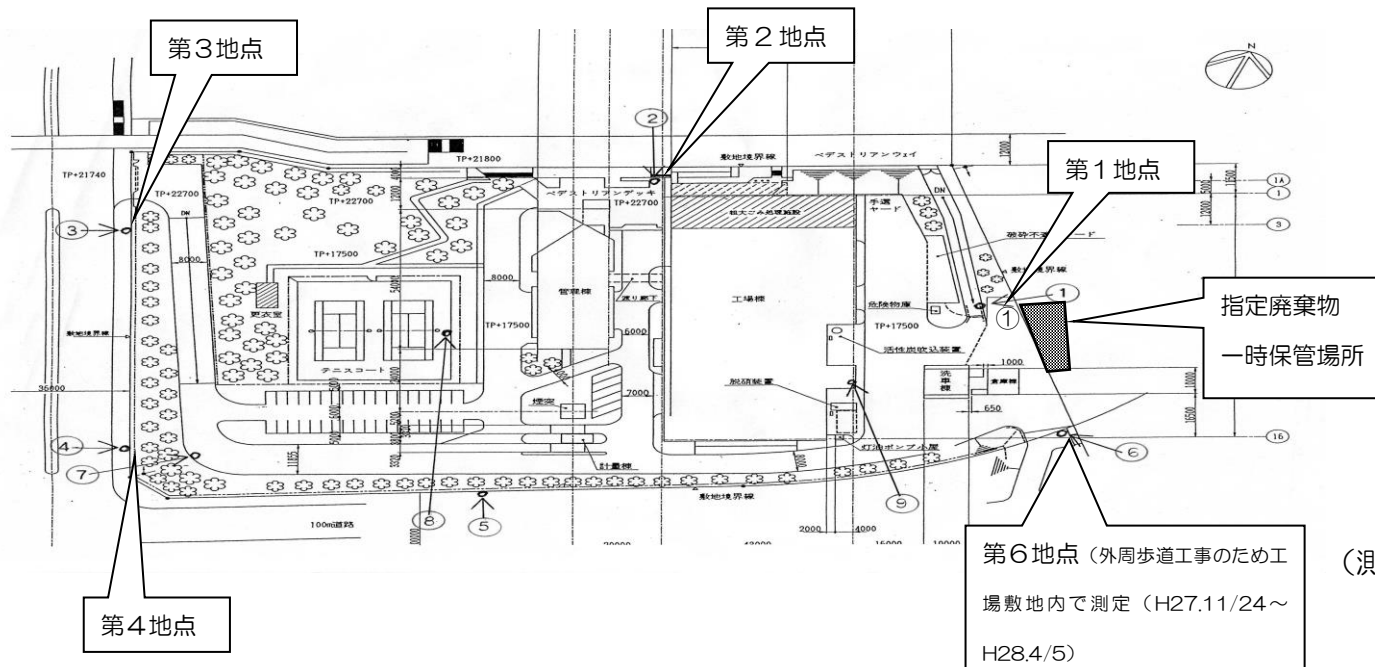
測定月	炉別	測定容器	分析の結果	検出下限値
令和3年7月	2号炉	ろ紙部	不検出	2（134又は137）
		ドレン部	不検出	同上
令和3年6月	1号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上
	3号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上

2 空間線量の推移

印西クリーンセンター敷地内及び敷地境界の9地点で週1回測定しています。

- 敷地境界5地点の空間線量月平均値（地上高 100cm）





※指定廃棄物（飛灰）の保管状況について
 基準値（8,000Bq/kg）を超えた飛灰（平成23年7月、8月発生の指定廃棄物）は130tあり、令和元年度にドラム缶（252缶）をフレコンバックに梱包し、既存のフレコンバック（120袋）と一緒に、一時保管しています。この指定廃棄物は国が処分するものです。

（測定位置図）

【放射線測定器の点検期間中の測定について】

放射線測定器（環境放射線モニタ PA-1000 Radi）は年1回専門業者へ点検に出しています。
 令和3年2月1日分の測定は他社より同型式の測定器を借用して測定を行いました。測定値は通常と比較して大幅な乖離はありませんでした。

3 焼却灰の処理状況

放射性物質の測定結果により、基準値（8,000Bq/kg）以下を確認し、印西地区一般廃棄物最終処分場へ埋立処分しています。

（令和3年度：7月末現在）

令和3年度計画処理量	埋立量
5,400 t / 年	<ul style="list-style-type: none">• 4月 454 t• 5月 620 t• 6月 527 t• 7月 491 t <p style="text-align: right;">計 <u>2,092 t</u></p> <p>印西地区一般廃棄物最終処分場 埋立容量 402,200 m³ 埋立量 98,407 m³ 残余容量 303,793 m³ 埋立率 24.47 %</p>

資料 3

○令和 3 年度次期中間処理施設整備事業の進捗状況について

(令和 3 年 7 月末時点)

1. 施設整備について

- ・関係機関協議：道路・上下水道・雨水排水・電気・ガス等（継続）
- ・設計：プラントメーカーに提案を依頼する見積仕様書の作成（継続）
- ・環境影響評価：事業計画概要書 令和 3 年 8 月 3 日縦覧開始（9 月 2 日まで）
方法書 令和 3 年 9 月上旬縦覧開始予定（10 月上旬まで）
現地調査等（継続）

2. アクセス道路について

- ・設計業務：令和 2 年 11 月契約・令和 4 年 3 月完了予定
- ・測量業務：用地測量 令和 3 年 7 月契約・令和 3 年 12 月完了予定
路線測量 令和 3 年 8 月契約予定・令和 3 年 11 月完了予定
- ・用地買収：不動産鑑定 令和 3 年 11 月契約予定・令和 4 年 1 月完了予定
物件補償算定 令和 3 年 10 月契約予定・令和 4 年 1 月完了予定

3. 地域振興策について

- ・測量業務：現地測量 令和 3 年 5 月契約・令和 3 年 11 月完了予定
用地測量 令和 3 年 7 月契約・令和 4 年 2 月完了予定
- ・用地買収：不動産鑑定 令和 3 年 11 月契約予定・令和 4 年 1 月完了予定
物件補償算定 令和 3 年 8 月契約予定・令和 4 年 1 月完了予定

4. 水道事業について（印西市水道課）

- ・費用負担契約締結：5 月締結
- ・設計業務（第 1 工区・水管橋）、工事施工（第 2 工区）：令和 4 年 3 月完了予定

5. 施設用地管理業務

- ・草刈（第 1 回）：4 月契約・6 月完了
（第 2 回）：8 月契約予定・11 月完了予定

令和3年度 次期中間処理施設整備事業のスケジュールについて

破線表示は令和3年7月末時点での変更箇所

事業内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
施設整備事業基本設計、 建設工事発注支援、環境 影響評価業務		関係機関協議	:道路・上下水	道・雨水排水・	電気・ガス等							
		設計	:見積仕様書	の作成		依頼				比較検討		
		環境影響評価	:事業計画概	要書・方法書	の作成、千葉	県提出、公告	・縦覧、方法	書説明会、委	員会対応			
					環境影響評価	:現地調査等						
アクセス道路												
設計業務					設計、軟弱	地盤解析						
用地測量						用地測量						
用地買収						路線測量			不動産鑑定・	物件補償算定		
											事前協議、	用地交渉
地域振興策												
用地測量					現地測量			用地測量				
用地買収									不動産鑑定・	物件補償算定		
											事前協議、	用地交渉
水道事業	負担契約締結			実施設計	(第1工区・	水管橋)						
							施工	(第2工区)				
施設用地管理業務		草刈				草刈						

※次期中間処理施設稼働開始：令和10年度予定

ICC-議題-20210904

回答は文書で

1. 指定廃棄物の件

2020年2月21日に要望書を提出して以降の進捗状況は

2. 表-7) 排ガス中の重金属測定(調査測定)で、測定方法の「JIS K-0083(カルシウム、銅、亜鉛についてはJIS K-0083を利用し測定)」はありえない、間違った表記である。正常な表記に訂正されたい。

3. 表-2) ①排出ガス測定

表-2) ①排出ガス測定で水銀(Hg)の定量下限値が(ガス状) 0.11、(粒子状) 0.0011、(合計) 0.115と記載されているのはいかなる理由か。

測定業者は昨年度と同じであると思われるので、記載方法が変更されているのはいかなる理由か。

表記の数字は測定業者が達成可能な数値であるのか。

裏付けとなるデータを用いて説明していただきたい。

4. 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録が更新されているが、環境委員会の結果報告と重複している部分があるので見直しすべきではないか？

5. アスベストを含む珪藻土製品の処分の件 (再度掲載)

アスベストを含む珪藻土製品の処分の件の回答が下記のようにあった。

<p>7 アスベストを含む珪藻土製品の処分の件</p> <p>昨年から、アスベストを含む珪藻土製品の回収が話題となっているが、可燃ごみに回収対象品が含まれたか否かはわからない。アスベストのモニタリングを行うべきと思われるが、組合の対応は？</p>	<p>7</p> <p>珪藻土製品については、従前より収集不可としていることから、排出者による可燃ごみへの混入以外には搬入されないものと思っています。可燃ごみは年4回、ごみ質分析調査を実施していますが、今のところ珪藻土製品相当のものは見つかっておりません。</p>
---	--

アスベストを含む珪藻土製品の回収率は約30%と低い状況であることを考えると、提案はより評価されるべきと思うが、いかがか？

(新聞記事は省略)

6. ごみ処理の有料化に関して (再度掲載)

白井市廃棄物減量等推進審議会の答申より、ごみ処理経費の有料化が話題になっている。

状況を整理して報告していただきたい。

7. 届出項目の報告 (再度掲載)

PRTR、市町村・一部事務組合設置の一般廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果、容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集などの届出や連絡を行ったら直近の環境委員会で報告をいただきたい。

8. 環境影響評価の件

千葉県環境影響評価条例に基づく事業計画概要書の送付及び縦覧が公告された。

(送付は7月9日、縦覧は8月3日から9月2日(環境影響評価方法書の縦覧開始日の前日))

環境影響評価方法書の縦覧開始日は9月3日からである。

事業計画概要書の出典(参照資料)として今までに公開されていない資料を使用しているのはいかなるものか。


アクセス道路に関連して将来市道と記載されているが、確定事項か

質問書

1. 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」について

2021年6月4日に成立した「プラスチック資源循環型促進法」について質問します。

- ・ この法律は、近年プラスチックが普及し、価格も安く用途も拡大したため、ワンウェイのプラスチックが増大し、その一部が海洋に流出し、プラスチックが腐食しにくいことが災いして分解せずに残留し、海洋プラスチックごみによる弊害が増大したため、2019年に大阪で開かれたG20サミットで2050年までに新たな汚染をゼロにすることを目指すことが合意され、そのために制定され、2022年の4月より施行される予定です。
- ・ 世界では、毎年800万トンもの廃プラスチックが直接、間接（下水処理場からもしくは雨水と一緒に）に海に流れ、このままいくと2050年頃に海の魚と同じくらいの量の廃プラスチックごみが海にたまと予測されています。
- ・ 海洋プラスチックは、100~200年間、分解することなく、海洋を漂い、波の力と紫外線などで5mm以下の小さな粒（マイクロプラスチック）になり、そこに海中の有害な化学物質や細菌が吸着し、それをプランクトンや魚介類が食べると魚介類の死亡や成長阻害に陥る可能性が指摘されています。魚のすみかにもなっているサンゴと共生している褐虫藻もマイクロプラスチックのために同様な危険な環境にあります。マイクロプラスチックのために死の海になったら大変です。
- ・ そこで質問ですが、
 - ① この法律には、プラスチック資源の分別収集を促進するため、容器包装リサイクル法を活用した再商品化を可能にするとありますが、具体的にどうするのですか？そのときの住民の役割は？
 - ② この法律では、市町村と再商品化事業者が、連携をして再商品化計画を作成するとありますが、進捗状況はいかがですか？その場合、主務大臣が認定すると、市町村による選別、梱包等を省略して再商品化事業者が実施することが可能になるとありますが、具体的にどういうことですか？
 - ③ 現在、われわれ住民は家庭ごみからプラスチック製容器包装だけを分別して指定袋に入れて資源物としてごみ集積場に出していますが、この法律が施行されたら今まで燃えるゴミに出していたその他のプラスチックも含めて、すべて資源物として出していいのですか？

- プラスチックだけど材質や状態によっては資源物に出せないものはないのですか？
- ④ 現在資源物として排出されているプラスチックは燃やして熱として利用している（サーマルリサイクル）のが8割くらいあると聞きますが、プラスチックは石油から作られており、燃やすとCO₂を大量に排出するので、政府が決めた温室効果ガスの大幅削減策（2030年度までに2013年度比26%から46%にアップ）に反するので、燃やせなくなるのでは？
 - ⑤ プラスチック業界では、燃やしてもCO₂が増えない、植物等で作ったプラスチックや海洋生分解性プラスチックなどをつくることに活路を見出そうとしていますが、その場合、消費者はどのように分別したらいいのでしょうか？プラスチック製品に燃やしてもいいとかの特別なマークがつくのですか？
 - ⑥ 政府は廃プラスチック対策として、3R+Renewableを促進することと決めましたが、+Renewableとはどういうことですか？リサイクルではだめですか？
 - ⑦ 従来通りプラスチック製容器包装の指定袋で出していいなら、組合は、どの業者に  以外の廃プラスチックを資源物として出すのか決めましたか？
 - ⑧ その他、この法律の目的である、海洋プラスチックごみの削減のために、印西市、白井市、栄町並びに組合は特別に何か対応されますか？

2. 「食品ロスの削減の推進に関する法律」について

- ・ 2015年9月に国連は持続可能な社会を実現するために2030年までに国連の全加盟国が取り組むことが求められている17の目標と169のターゲットを定めた「持続可能な開発目標（SDGs）」を決めました。そのうち12番目の目標に「つくる責任・使う責任」があり、その中のターゲットに「2030年までに世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させる」としております。
- ・ 我が国は2018年度の食料自給率（カロリーベースで）37%と食料を海外に大きく依存しています。そのためか、食費が家計に占める割合が大きく消費支出の4分の1を占め、子供の貧困状態が7人に一人と深刻な状態にあります。
- ・ それなのに我が国では、まだ食べられるのに捨てられている食料（食品ロス）が年間643万トン（2016年度の推計）で、国連世界食糧計画（WFP）によると、この量は、2018年の食料援助量約390万トンの1.6倍に相当するそうです。
- ・ 我が国の食品ロスの内訳は、事業系食品ロスが352万トン、家庭系食品ロスが291万トンと家庭からもたくさん出ています。これは、国民一人当たり年間約47kg（1日約130g／茶碗約1杯分に相当）します。
- ・ 国連機関が日本の現状を評価すると、食品ロスが極めて多いことから、12番目の目標の評価は、最低ランクの1（未達成）になってしまいました。

- ・ それを受けて我が国では、家庭系食品ロスについては、「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成 30 年 6 月閣議決定）で、事業系食品ロスについては「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令和元年 7 月公表）において、共に 2000 年度比で 2030 年度までに食品ロス量を半減させるという目標を立てました。
- ・ さらに我が国で立法化したのが 2019 年 10 月に成立した「食品ロスの削減の推進に関する法律」です。2020 年 3 月には「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を定め、「食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を 80%にすること、削減月間を 10 月にすることや食品ロス削減の日を 10 月 30 日にすることなどに加えて、都道府県及び市町村は、積極的に食品ロス削減計画を策定することを提案しました。
- ・ そこで質問です。
 - ① 構成 2 市 1 町では、今まで食品ロスを削減するためどのような対策をとっており、その結果、どれくらいの食品ロスを出ているのかご回答ください。
 - ② この法律を受けて構成 2 市 1 町及び組合は具体的に新たに何をやられますか？

3. 平成 28 年 8 月策定「地球温暖化対策実行計画」について

- ① 印西クリーンセンターの CO₂排出量について

平成 33 年度（令和 3 年度）までに平成 27 年の排出量から 7.8%削減の目標値は達成できそうですか？
- ② 達成率を年度ごとに報告してもらえますか？
- ③ 達成状況が思わしくない場合、どのような策を講じていますか？
- ④ 地球の平気温は現在、産業革命以来 1.1°Cまで上昇しました。その原因は主に工業化による化石燃料の使用増加で、大気中の CO₂の濃度が産業革命前(1750 年)の 278ppm から年々増え続け 2019 年には 410.5ppm と 48%も増加したことにあるとの説が「疑う余地がない」と先日(2021 年 8 月 9 日)公表された国連の気候変動に関する政府間パネル (IPCC) で報告しています。その影響で、ここ数年毎年世界のどこかで、熱波や山火事を含む大干ばつ、豪雨などが頻発しており、まさに気候危機の時代に突入したといわれております。2015 年にパリで開催された国連気候変動枠組条約締約国会議 (COP24) で、歴史上はじめて世界のほとんどの国が賛同して「世界の共通目標として 2°C目標の設定。1.5°Cに抑える努力を追求することなど」が決定しました。これが「パリ協定」です。

2018 年に国連気候変動に関する政府間パネル (IPCC) が「1.5°C特別報告書」を発表し、「21 世紀末に 1.5°Cに抑えるためには、CO₂排出量を 2030 年までに 45%削減し、2050 年ごろには実質ゼロにする必要がある」としました。

2020年10月26日、菅新総理は、国会の所信表明演説で、各国からの批判があった、それまでの「2030年度までに2013年度比26%削減、2050年度までに2013年度比80%削減」の削減目標を改め、「2030年度までに2013年度比46%削減、2050年度までに全体として“ゼロ”にする。すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」と発表しました。

そこで、質問ですが、

- ・ 現在、令和4年度に始まる既存のクリーンセンターおよび新たなクリーンセンターの「地球温暖化対策実行計画」を作成中と思いますが、温室効果ガスの削減目標を決めましたか？そのとき、従来燃やしていたプラスチック製容器包装以外の廃プラスチック（その他のプラスチック）は続けて燃やしますか？
- ・ その他のプラスチックを燃やさない場合、それをどのように処理（再商品化）する予定ですか？（因みに、小泉進次郎環境大臣は、あるラジオ番組で、「石油から作られているプラスチックを使うのであればリサイクルが前提になります。ごみが出ない。これがサーキュラーエコノミーですよ」と述べておりました。

以上

○自治会側からの質問事項に対する回答書（令和3年度第2回環境委員会）

質問事項	回答
<p>1 指定廃棄物の件</p> <p>2020年2月21日に要望書を提出して以降の進捗状況は。</p>	<p>1</p> <p>2020年(令和2年)2月21日に柏市、松戸市、流山市、我孫子市、印西市の5市長の連名で、環境大臣に対し、国が設置する指定廃棄物の長期管理施設の早期確保等を求める要望書を提出しております。その後の進捗について、印西市に問い合わせたところ、「特に進捗はございません。」という回答(9月2日)でした。</p>
<p>2 表一7)排ガス中の重金属測定(調査測定)で、測定方法の「JIS K-0083(カルシウム、銅、亜鉛については JIS K-0083 を利用し測定)」はありえない、間違った表記である。正常な表示に訂正されたい。</p>	<p>2</p> <p>排ガス中の重金属測定方法については、協定書別表7の記載方法により測定しています。記載内容の変更については、今後、代表者会議等で検討してまいりたいと考えております。</p> <p>委員会資料の表記(測定方法) :JIS K-0083(カルシウム、銅、亜鉛については JIS K-0083 を利用し測定) 協定書の記載事項(測定方法) :JIS K-0083</p>
<p>3 表一2)①排出ガス測定</p> <p>表一2)①排出ガス測定で水銀(Hg)の定量下限値が(ガス状)0.11、(粒子状)0.0011、(合計)0.115と記載されているのはいかなる理由か。 測定業者は昨年度と同じであると思われるので、記載方法が変更されているのはいかなる理由か。 表記の数字は測定業者が達成可能な数値であるのか。 裏付けとなるデータを用いて説明していただきたい。</p>	<p>3</p> <p>排ガス中の水銀測定における定量下限値については、これまでの議論を踏まえ、新たな記載事項として「ガス状水銀」と「粒子状水銀」の定量下限値と、今までの記載事項である排出基準値「合計(ガス状水銀+粒子状水銀)」に対する定量下限値の「計3つ」の定量下限値を記載しています。</p> <p>また、令和3年度から下記の定量下限値を契約条件としており、計量法に基づく登録を受けた事業者が発行した測定結果(計量証明書)の提出を受けていますので、信頼できる数値と考えています。</p>

	<p>【令和3年度 定量下限値】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガス状水銀:0.11 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$、・粒子状水銀:0.0011 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ ・合計(ガス状水銀+粒子状水銀):0.11 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ <p>※排出基準 50 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$は、合計(全水銀)の値に対する基準値になります。</p>
<p>4 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録が更新されているが、環境委員会の結果報告と重複している部分があるので見直しすべきではないか。</p>	<p>4</p> <p>組合ホームページで公表している「一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録」とは別の公開事項として「環境委員会の結果報告」があります。重複する部分はありますが、それぞれ必要なものと考えています。</p>
<p>5 アスベストを含む珪藻土製品の処分の件(再度掲載)</p> <p>アスベストを含む珪藻土製品の処分の件の回答が下記のようにあった。</p> <p>質問 「昨年末から、アスベストを含む珪藻土製品の回収が話題となっているが、可燃ごみに回収対象品が含まれたか否かはわからない。アスベストのモニタリングを行うべきと思われるが、組合の対応は？」</p> <p>回答 「珪藻土製品については、従前より収集不可としていることから、排出者による可燃ごみへの混入以外には搬入されないものと思っています。可燃ごみは年4回、ごみ質分析調査を実施していますが、今のところ珪藻土製品相当のものは見つかっておりません。」</p> <p>アスベストを含む珪藻土製品の回収率は約30%と低い状況であることを考えると、提案はより評価されるべきと思うが、いかがか？</p>	<p>5</p> <p>アスベスト入り珪藻土製品については、各メーカー(ニトリ、カインズ等)により自主回収を実施しております。そのような中、国では通常の使い方を使用している限りは石綿(アスベスト)が飛散するおそれはなく、健康上の問題を生じさせるおそれはないといわれています。</p> <p>また、珪藻土製品については、従前より収集不可としていることから、排出者による可燃ごみへの混入以外には搬入されないものと考えています。</p> <p>ご提案のモニタリングについては現時点では考えておりませんが、ご意見を踏まえ、今後も可燃ごみのごみ質分析(年4回実施)等で注視してまいりたいと思います。</p>
<p>6 ごみ処理の有料化に関して(再度掲載)</p> <p>白井市廃棄物減量等推進審議会の答申より、ごみ処理経費の有料化が話題になっている。</p> <p>状況を整理して報告していただきたい。</p>	<p>6</p> <p>白井市に問い合わせたところ、「有料化については、廃棄物減量等推進審議会から「さらなるごみの減量化・資源化の推進、受益者負担の公平性の観点から導入すべきである。」との答申をいただいたことから、今後、対象品目や手数料の徴収方法などに</p>

	<p>ついて、現在のごみ量の状況や減量の効果、印西地区全体としての有料化の検討内容を踏まえ、慎重に進めていく予定です。」ということでした。</p>
<p>7 届出項目の報告(再度掲載)</p> <p>PRTR、市町村・一部事務組合設置の一般廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果、容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集等などの届出や連絡を行ったら直近の環境委員会で報告をいただきたい。</p>	<p>7</p> <p>前回の再掲となりますが、経済産業省、環境省、千葉県ホームページにて公表されていますので、各種届出や連絡は対象の官公庁の公表までお待ちください。</p> <p>容器包装リサイクル法については、印西クリーンセンターへの搬入がないことにより環境委員会での報告は控えさせていただきますが、容器包装リサイクル協会のホームページにて公表されています。</p>
<p>8 環境影響評価の件</p> <p>千葉県環境影響評価条例に基づく事業計画概要書の送付及び縦覧が公告された。(送付は7月9日、縦覧は8月3日から9月2日(環境影響評価方法書の縦覧開始日の前日))</p> <p>環境影響評価方法書の縦覧開始日は9月3日からである。</p> <p>事業計画概要書の出典(参照資料)として今までに公開されていない資料を使用しているのはいかなるものか。</p> <p>アクセス道路に関連して将来市道と記載されているが、確定事項か。</p>	<p>8</p> <p>千葉県環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続きについては、令和2年度から諸事務を進めております。</p> <p>事業概要説明書及び方法書において、対象事業の名称、目的及び内容については、印西地区ごみ処理基本計画、施設整備基本計画及び同基本計画追加策定を基本とし、吉田区との協議が必要な内容については仮設定により進めており、実施区域及びその周囲の状況については、千葉県、周辺市町等の既存資料による調査結果をもとに、出典と併せて記載しています。</p> <p>また、方法書においては前述に加え、対象事業における影響範囲や千葉県環境影響評価技術指針、環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価の手法について記載しております。</p> <p>なお、アクセス道路は、既存市道を活用する区間もあることから、施工後は印西市道とすることで、印西市と協議を進めているところです。</p>

(補足)次期中間処理施設の進捗状況においてアクセス道路を2本造成すると聞いているが、22 ページの資料3には記載されていない。はっきりと明記してほしい。

アクセス道路については1路線の整備を計画しております。ただし、一方向からのルートだけではなく、災害対応を踏まえ双方向の2ルートで対応できるよう調整を進めており、資料3の工程により諸事務を進めております。なお、平常時は市道 00-122 号線を起点とするルートにより搬入出することとしております。

9 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」について

9

2021年6月4日に成立した「プラスチック資源循環促進法」について質問します。

(1)～(7)(6)除く

(1)この法律には、プラスチック資源の分別収集を促進するため、容器包装リサイクル法を活用した再商品化を可能にすると思いますが、具体的にどうするのですか。そのときの住民の役割は。

プラスチック資源循環促進法が令和3年6月4日成立し、令和3年6月11日公布されました。

(2)この法律では、市町村と再商品化事業者が、連携をして再商品化計画を作成するとありますが、進捗状況はいかがですか。

公布後1年以内の政令で定める日から施行することとされており、主な政省令・告示については、今後の国の審議会にて検討することとなっていることから、現在、具体的な取り組みは示されておりません。組合としては、国から示される内容を注視しながら対応していく考えです。

その場合、主務大臣が認定すると、市町村による選別、梱包等を省略して再商品化事業者が実施することが可能になるとありますが、具体的にどういうことですか。


(3)現在、われわれ住民は家庭ごみからプラスチック製容器包装だけを分別して指定袋に入れて資源物としてごみ集積所に出していますが、この法律が施行されたら今まで燃えるごみに出していたその他のプラスチックも含めて、すべて資源物として出しているのですか。プラスチックだけど材質や状態によっては資源物に出せないものはないのですか。

(4)現在資源物として排出されているプラスチックは燃やして熱として利用している(サーマルリサイクル)のが8割くらいあると聞きますが、プラスチックは石油から作られており、燃やすとCO2を大量に排出するので、政府が決めた温室効果ガスの大幅削減策(2030年度ま

でに2013年度比26%から46%にアップ)に反するので、燃やせなくなるのでは。

(5)プラスチック業界では、燃やしてもCO2が増えない、植物等で作ったプラスチックや海洋生分解性プラスチックなどをつくることに活路を見出そうとしています。その場合、消費者はどのように分別したらいいのでしょうか。プラスチック製品に燃やしてもいいとかの特別なマークがつくのですか。

(6)政府は廃プラスチック対策として、3R+Renewableを促進することと決めましたが、+Renewableとはどういうことですか。リサイクルではだめですか。

(7)従来通りプラスチック製容器包装の指定袋で出していいなら、組合は、どの業者に  以外の廃プラスチックを資源物として出すのか決めましたか。

(8)その他、この法律の目的である、海洋プラスチックごみの削減のために、印西市、白井市、栄町並びに組合は特別に何か対応されますか。

(6)+Renewable とは「再生可能な資源に替えること」で、たとえば、今使われているレジ袋はほとんどがプラスチックで、一度利用したら役目を終えてごみになります。そこで、プラスチックに替えて、繰り返し使える素材として考えられたのがバイオマスプラスチックです。くり返し返し栽培してできる植物をもとに作られるバイオマスプラスチックは、微生物によって分解される性質でもあるので、資源を循環させることができると考えられています。環境への負荷が大きいプラスチックなどの素材を、バイオマスプラスチックのような循環型の素材に替えていこうというのが、リニューアブルの考えです。

(8)製品プラスチックの資源化や回収が海洋プラスチックごみの削減に結びつくものと考えています。引き続きプラスチック類の資源化等の啓発を行っていききたいと思えます。

10 「食品ロスの削減の推進に関する法律」について

(1)構成2市1町では、今まで食品ロスを削減するためどのような対策をとっており、その結果、どれくらいの食品ロスが出ているのかご回答ください。

(2)この法律を受けて構成2市1町及び組合は具体的に新たに何をやられますか。

10

(1)食品ロスの削減については、構成市町及び組合でホームページや広報等での啓発を行っております。

食品ロスの量については正確には把握できておりませんが、令和3年8月に組合にて構成市町と実施した組成分析(燃やすごみのサンプル調査)では、燃やすごみの約8%が食品ロスとなっております。

(2)食品ロスへの取り組みについては、効果的な方法を検討しながら、引き続き啓発等を行っていききたいと考えております。

11 平成28年8月策定「地球温暖化対策実行計画」について

(1)印西クリーンセンターのCO2排出量について
平成33年度(令和3年度)までに平成27年の排出量から7.8%削減の目標値は達成できそうですか。

(2)達成率を年度ごとに報告してもらえますか。

(3)達成状況が思わしくない場合、どのような策を講じていますか。

(4)現在、令和4年度に始まる既存のクリーンセンターおよび新たなクリーンセンターの「地球温暖化対策実行計画」を作成中と思いますが、温室効果ガスの削減目標を決めましたか。

そのとき、従来燃やしていたプラスチック製容器包装以外の廃プラスチック(その他のプラスチック)は続けて燃やしますか。

その他のプラスチックを燃やさない場合、それをどのように処理(再商品化)する予定ですか。

11

(1)組合の構成市町の人口が増加していること、一般廃棄物の焼却量が増加していることから、基準年度の平成27年度に対して、計画上の目標年度である令和3年度 $\Delta 7.6\%$ の達成は困難な状況となっています。

(2)地球温暖化対策実行計画(平成29年度～令和3年度)中、目標は平成27年度を基準とした令和3年度の増減率($\Delta 7.6\%$)となっているため、増減率をお答えします。

平成28年度 27.3%、平成29年度 $\Delta 1.4\%$ 、平成30年度 1.9%、令和元年度 25.1%、令和2年度 36.0%となっています。

(3)構成市町の施策である「ごみの減量化と分別の推進」と併せ、「蒸気の有効利用」を推進してまいりたいと考えています。

(4)温室効果ガスの削減目標については、構成市町の人口の変動状況や今後の国のプラスチック資源循環戦略を踏まえ、令和4年度以降の地球温暖化対策実行計画の中で定めてまいりたく考えております。